第四条　規則第六条第一項第五号ハの海上保安庁長官が定める基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	基準
不動光	一定の光度を保持し、暗間を有しないこと。
単明暗光	一　一周期に一つの明間を有すること。 二　一周期は、四秒以上十五秒以下であること。 三　明間は、暗間の三倍以上であること。 四　暗間は、一秒以上であること。
群明暗光	一　一周期に二つ以上四つ以下の明間を有すること。ただし、これにより難い場合にあっては、五つの明間を有することができる。 二　一周期に二つの明間を有する場合にあっては、一周期は、六秒以上二十秒以下であること。 三　一周期に三つ以上の明間を有する場合にあっては、一周期は、十三秒以上三十秒以下であること。 四　各短明間は、等しいこととし、一つの短明間は、一つの暗間以上であること。 五　一つの長明間は、一つの短明間の三倍以上であること。 六　各暗間は、等しいこととし、一つの暗間は、一秒以上であること。 七　一周期に二つの明間を有する場合にあっては、一つの短明間と一つの暗間との和は、二秒以上であること。 八　一周期に三つ以上の明間を有する場合にあっては、一つの短明間と一つの暗間との和は、三秒以上であること。
等明暗光	一　一周期に一つの明間を有すること。 二　一周期は、四秒以上十二秒以下であること。 三　明間は、二秒以上であること。 四　明間と暗間とが等しいこと。
単せん光	一　一周期に一つの明間を有すること。 二　一周期は、二秒以上十五秒以下であること。 三　明間は、〇・五秒以上二秒未満であること。 四　暗間は、明間の三倍以上であること。
長せん光	一　一周期に一つの明間を有すること。 二　一周期は、八秒以上二十秒以下であること。 三　明間は、二秒であること。 四　暗間は、明間の三倍以上であること。
群せん光	一　一周期に二つ以上五つ以下の明間を有すること。ただし、これにより難い場合にあっては、六つの明間を有することができる。 二　一周期に二つの明間を有する場合にあっては、一周期は、三秒以上二十秒以下であること。 三　一周期に三つ以上の明間を有する場合にあっては、一周期は、九秒以上三十秒以下であること。 四　各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上であること。 五　各短暗間（相対的に長さの短い暗間をいう。以下この表において同じ。）は、等しいこととし、一つの短暗間は、一つの明間以上であること。 六　一つの長暗間は、一つの短暗間の三倍以上であること。 七　一周期に二つの明間を有する場合にあっては、一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒以上であること。 八　一周期に三つ以上の明間を有する場合にあっては、一つの短暗間との和は、二秒以上であること。
複合群せん光	一　一周期に三つの明間を有し、かつ、二番目及び三番目の暗間として長暗間を有すること。 二　一周期は、七秒であること。 三　各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上であること。 四　各長暗間は、等しいこととし、一つの長暗間は、一つの短暗間の三倍以上であること。 五　一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒以上であること。
連続急せん光	一　毎秒一回の割合の明間を有すること。 二　明間と暗間とが等しいこと。
群急せん光	一　一周期に三つの明間を有し、かつ、三番目の暗間として長暗間を有する場合 イ　一周期は、十秒であること。 ロ　明間と短暗間とが等しいこと。 ハ　一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒であること。 二　一周期に九つの明間を有し、かつ、九番目の暗間として長暗間を有する場合 イ　一周期は、十五秒であること。 ロ　明間と短暗間とが等しいこと。 ハ　一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒であること。 三　一周期に六つの短明間を有し、かつ、六番目の短明間の後に限り、一つの長明間を有する場合 イ　一周期は、十五秒であること。 ロ　長明間は、二秒であること。 ハ　短明間と短暗間とが等しいこと。 ニ　一つの短明間と一つの短暗間との和は、一秒であること。
モールス符号光	一　モールス符号のE、H、I、M、O、S及びT以外の信号に係る光を有すること。 二　一周期は、六秒以上三十秒以下であること。 三　短明間は、〇・五秒以上であること。 四　長明間は、短明間の三倍以上であること。 五　長暗間は、短暗間の七倍以上であること。 六　短明間と短暗間とが等しいこと。